

公園管理の今後の在り方について

都市整備部公園緑地課

FEEL NAGANO,
BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市

都市公園

都市公園法・長野市都市公園条例に基づき設置する公園や緑地等
(令和7年4月現在208箇所)

遊園地

都市公園法・長野市都市公園条例に基づかない、宅地開発等で整備された
(比較的) 小規模な広場 (令和7年4月現在519箇所)

【参考】都市公園一人当たり公園面積 (都市公園・遊園地)

市人口	都市公園	遊園地	計
360,540人	8.19m ²	1.01m ²	9.21m ²

都市公園の健全な発達・公共の福祉の増進

都市公園・公園施設の定義

都市公園

- ①国が設置する公園（国営公園）
- ②地方公共団体が設置する公園

都市公園の効用を全うする施設

公園施設

園路、広場、植栽（修景施設）
休憩所（休養施設）
ぶらんこ（遊戯施設）
運動場（運動施設）
植物園（教養施設）
売店（便益施設）
門（管理施設）等

都市公園の設置・管理基準等に係る規定

設置

- ・都市公園の供用の公告
- ・都市公園の設置基準
- ・公園施設の設置基準 等

管理

- ・公園管理者（国・地方公共団体）
- ・都市公園の管理基準
- ・公園管理者以外の公園施設の設置等
- ・兼用工作物の管理
- ・占用許可物件（占用物件；電柱・水道管等）
- ・国の設置する都市公園内での禁止・許可行為事項
- ・都市公園の保存
- ・占用料・使用料の徴収 等

- 平成18年に策定した市独自の公園等設置基準により、概ね1,000m²以上を「都市公園」、1,000m²未満を「遊園地」として整備
- 以下の理由により、開設当時に都市公園への位置付けができず、現在に至る
 - ・改正前の都市公園法による制限が適用されたもの
 - ・宅地開発や公共事業等に伴い専ら公園目的以外の広場として引き継いだもの
 - ・旧児童遊園等を引き継いだもの
 - ・都市計画区域に所在しないもの 等
- 遊園地については運用規定がなく、都市公園に準じた運用としており、取り扱いが不明瞭であり、都市公園条例への準用規定の検討や定めのない事項に係る取扱要綱の策定が必要

【面積1,000m²以上の遊園地】

市有地33箇所 借地23箇所

- 取り扱いが不明瞭な「遊園地」を都市公園法や長野市都市公園条例に基づいた適正な管理を行うことができる。
- 都市公園、遊園地の取り扱い区分を明確にすることにより、市民に対してわかりやすい公園管理を図ることができる。
- 引き続き遊園地とする場合については、運用規定を策定し、利用状況や地域の実情に応じた利活用について柔軟に対応することができる。

- 市民菜園

- エディブルガーデン※

- ごみ置き場

- 公民館などの駐車場

} 都市公園では制限されている

※エディブルガーデン

「食べられる庭」という意味で、食べられる花などを見て楽しむだけではなく、収穫して食べることを目的とした庭や菜園のこと。誰でも自由に収穫できる公共の場所に作られることもあり、地域住民の交流を深めるきっかけとなっているケースもみられる。

- 現状の遊園地の沿革調査・精査を行い、1,000m²以上の遊園地を対象とする。
- 将来にわたり、都市公園としての市民利用が必要不可欠であるか。
- なお、将来的に公園以外の有効利用を考える上で、再編も含めた柔軟な対応ができるよう、以下の場合は遊園地のままの取り扱いを継続する。
 - 河川堤外地（河川法）
 - 多目的に使用するために整備された広場等
 - 市街化区域内（立地適正化計画における居住誘導区域）又は建築基準法における既存指定集落内 以外に所在
 - 都市公園法の占用制限に抵触する施設が設置 等

- 当時、設置した遊園地は、時代の変化に合わせ、公園台帳を精査の上、順次都市公園に位置付けを行うとともに、引き続き市民の福祉増進に資する適正な管理運営を行う。
- 公園等設置基準（設計積算統一事項）や前述の「都市公園法への位置付けに関する判断基準」等により、まずは面積要件として、概ね1,000m²以上を基本に都市公園に位置付ける。
- 都市公園に位置付けるものであっても、市民ニーズに柔軟に対応できるよう、エディブルガーデンや市民菜園などへの活用が将来見込める場合は、遊園地としての運用を継続する。
- 都市公園を廃止する場合は特別議決を要するなど、むやみに廃止できないことや占用もしくは行為の制限など法規制がかかることも考慮し、都市公園への位置付けについては慎重に行う。



都市公園と遊園地を明確に整理区分し、今後、遊園地の設置と管理に関する要綱等の制定とあわせ、遊園地の都市公園への位置づけについて検討していく。